

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和元年（2019 年）9 月 24 日現在）

1. 監査のテーマ

上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について

2. 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 27 日から平成 31 年 2 月 15 日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	24 件	26 件
監査の意見 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	38 件	43 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 総務課	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	0	0	5	3 (60%)	2 (40%)	0	0	0
上下水道局 経営企画課	9	6 (66.7%)	3 (33.3%)	0	0	0	26	13 (50%)	13 (50%)	0	0	0
上下水道局 窓口課	7	2 (28.6%)	5 (71.4%)	0	0	0	4	3 (75%)	1 (25%)	0	0	0
上下水道局 給排水サービス課	4	4 (100%)	0	0	0	0	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	0	0
上下水道局 浄水課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道建設課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局 下水道管理課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
上下水道局 下水道施設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26	17 (65.4%)	9 (34.6%)	0	0	0	43	25 (58.1%)	18 (41.9%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成30年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和元年(2019年)9月24日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
I 経営管理全般								
1	37	管理指標の取り扱いについて	第2次とよなか水未来構想に掲げる具体的施策(取組項目)の進捗状況を表すものとして、実行計画において管理指標を設定しているが、第2次とよなか水未来構想本体では、その旨言及されていない。管理指標をわかりやすく上下水道の利用者等に伝える仕組みを検討する必要がある。			○ 経営企画課	管理指標をわかりやすく上下水道の利用者等に伝える仕組みを検討し、その結果を令和2年度(2020年度)に改訂する第2次とよなか水未来構想に反映します。	対応中
2	41	業務指標の活用について	水道事業ガイドライン等に基づく業務指標を設定し、指標ごとに市の傾向も記載されているが、その良否が明確にされていないものが散見される。業務指標については、経年的な変化を捉えたり、同様の条件下の他の事業体と比較したりするなどして、上下水道局が抱えている課題を明らかにするとともに、他の関係指標と合わせた検証や分析により、事業改善策の検討の契機とすることができる。したがって、業務指標を現状分析のツールとして活用することを今後の検討課題とする必要がある。			○ 経営企画課	経年変化や類似団体比較についての表記方法、下水道業務指標の取り扱い及び公表の方法について、検討し、令和2年度(2020年度)に改訂する第2次とよなか水未来構想に、業務指標を現状分析のツールとして活用します。	対応中
3	48	人材育成・組織体制の確保・強化について	水道事業の40～50歳代職員の割合が、近隣団体に比し高いため、職員個人の資質・能力の確保についてより一層の配慮が必要と思われる。経験豊富な職員が有する技術ノウハウを継承し、人材育成の取り組みを強化するとともに、技術ノウハウを職人の勤といったような属人的なものではなく、組織として共通認識できる形にすることで、組織としての技術力の維持・強化を図る必要がある。			○ 総務課	OJTで業務を通して技術継承をしていくとともに、「豊中市上下水道局職員研修計画」を策定し計画的な研修の実施に努めています。今年度、新たに研修計画を改訂し、研修の実施にあたっての重視する項目や、事務部門・技術部門等の各部門ごとの人材育成視点を追加し、組織としての技術力の維持・強化を図ります。	対応中
4	57	耐震化率の向上について	耐震化率については100%の達成に向けて努めていく必要があり、そのためには財源を安定的に確保していく必要がある。			○ 経営企画課	耐震化率の向上及び必要な財源の確保については、「第2次とよなか水未来構想」にて方向性を定めています。また、財源の確保については、経営シミュレーションの結果をもとにした経営目標指標と目標水準を設定しています。なお、具体的な取組内容、目標値及び進行管理などについては、実行計画、豊中市水道施設整備計画及び社会資本総合整備計画で定め、計画的に実施しています。施設ごとの具体的な取組内容、目標等は以下のとおりです。 ・基幹管路…令和22年度に耐震適合率(耐震性管路の割合)100%。 ・管路…更新とともに耐震化を推進するものと考えており、令和9年度に耐震適合率40.3%。 浄水施設…現有施設を延命化し最大限に有効活用していくとして、耐震化については実施未定。[整理番号37参照] 配水池…令和元年度に100%。 下水処理場・ポンプ場…令和2年度に100%。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
5	57	業務指標の集計誤りについて	業務指標(災害対策訓練実施回数)について、集計誤りがあった。外部に公表される指標について、集計の正確性により一層留意する必要がある。	○		総務課	業務指標(災害対策訓練実施回数)は、新たに追加された指標であり、集計方法の考え方に齟齬があったため、結果的に誤りとなったもので、すでに平成30年度から正確な数値としております。今回のような新たに追加される指標があった場合は、作成元に確認するなど正確性により一層留意します。	措置済
6	61	不明水対策について	不明水は下水処理施設の負担や処理費用の増加につながり、下水道事業経営に影響を与える一因となっている。現在、千里川左岸の一部区域をモデル地域として、不明水の発生原因を調査中であるが、いつまでにモデル地域の調査が終了するか見込めない状況とのことである。可能な限り速やかにモデル地域の調査を完了させ、その成果をより広い区域に反映させていく必要がある。		○	給排水サービス課 下水道管理課	不明水対策について、「分流式污水管における不明水対策プロジェクトチーム」(以下PT という。)により下水道部局全体として取組んでいます。平成30年度の不明水調査でモデル地区の原因が特定できなかったことから、令和元年度において、調査範囲を拡大し、再度原因調査を実施しております。こうした調査の結果や、不明水対策先進都市における取組みを参考に、効率的かつ効果的な対策を令和2年度に実施します。	対応中
7	65	繰入金算定過程の効率化について	上下水道局各課が作成した各種元データをベースに、経営企画課が一般会計繰入金の金額を算定しているが、各課からのデータを経営企画課で再入力する手順が含まれている。入力の回数が増えることによって入力間違いのリスクも高まることになるため、各課からのデータをそのまま利用できるような仕組みを構築していくことが望ましい。		○	経営企画課	繰入金の算定に用いる、共通入力フォーマットの作成について、検討します。	対応中
8	65	高度処理に係る予算不足分の取り扱いについて	一般会計繰入金が予算超過した場合、不足分は2年度後に計上される取り扱いとなっているため、費用と収益の計上時期にずれが生じることとなる。本来であれば、費用と収益を対応させうえで経営成績を把握すべきであるが、実務上対応が難しいことから、実際の繰入金の額とあるべき繰入金の額との差額が、損益計算書に影響を与える部分について、比較表を作成するなどして参照できるようにしておくことが望ましい。		○	経営企画課	平成30年度決算における数値をもとに、高度処理に係る予算不足分の取り扱いについて、比較表を作成しました。今後、決算時において、繰入予算不足が生じた場合には、比較表を作成することとし、決算書作成の起案時に参考資料として添付し、局内で情報共有を図ります。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
II 収入及び債権管理								
9	70ページ	定期的な料金水準見直しのルール化について	人口動態の変動や給水量の減少、更新投資の増加等が予測される中、実態に照らして、料金水準の妥当性を定期的に見直すことが求められるものと考え。特に、水道料金は、概ね3年程度を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであり、例えば、料金算定期間が終わる時点で、料金設定時の計画値と実績値との比較、想定していなかった給水量の変動や更新投資の増加等を踏まえ、持続可能な料金水準を検討することをルール化することが望ましい。	○		経営企画課	「第2次とよなか水未来構想」の進行管理を行う「実行計画」において、3年間の財政計画を明記し、現在の料金・使用料体系で、財政の均衡が保てるか確認をしています。また「実行計画」は、上下水道事業を取り巻く社会環境の変化などの確に対応するため、毎年度、再編成することとしています。定期的な料金・使用料の水準を検討することのルール化については、引き続き検討し、その結果を令和2年度(2020年度)に改訂する第2次とよなか水未来構想に反映します。	対応中
10	74ページ	料金算定時における資産維持費について	水道料金は、資産維持費(事業の施設実態の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額)を含めて算定することとされているが、前回の料金改定時における資産維持費は合理的な理由に基づく額ではなかった。次回の料金改定においては、「豊中市水道施設整備計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費とすることが必要である。下水道使用料についても、資産維持費を含めて算定することとされているが、現在の使用料に資産維持費は含まれていない。次回の料金改定においては、「豊中市下水道ストックマネジメント計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費を含めることが必要である。	○		経営企画課	整理番号9における定期的な料金・使用料の水準の検討を進める中で、資産維持費の算入の考え方を含め、投資財源の確保についての方針を明確化します。	対応中
11	75ページ	下水道における漏水時の認定汚水量等の定めについて	地下漏水が発生した場合、漏水認定時における水道料金の減免の取り扱いに準じ、下水道使用量の認定量を減量しているが、内規の定めとは整合していない。内規は平成4年6月以降改定されていないため、基本水量制を廃止した平成22年11月以前の使用料算定方法を前提とした定めとなっている。早急に実態に即した定めとするよう見直す必要がある。	○		窓口課	下水道使用料の減免規定について、「豊中市下水道条例施行規程」及び「料金減免の取扱いに関する要綱」の改正を行い、内規「漏水の場合の認定汚水量及び使用料単価について」を廃止しました。(令和元年9月)	措置済
12	76ページ	過年度下水道使用料還付額の計上漏れについて	地下漏水にかかる減免により、一旦徴収した水道料金及び下水道使用料を還付する場合、還付対象者には水道事業会計から合算額を還付するものとし、下水道使用料にかかる還付相当額については、別途、下水道事業会計から水道事業会計に資金を振り替えるものとしている。しかし、当該振り替え処理が漏れていたため、平成29年度決算における水道事業会計の「その他預り金」及び下水道事業会計の費用である「雑支出」が各々1,048,823円過少計上となっている。当該未振替分については、平成30年度決算において、速やかに下水道事業会計から水道事業会計に資金を振り替える必要があるとともに、不明の差異38,644円についても、平成28年度以前における振替漏れ等による差異の可能性もあることから、早急に事実関係を確認する必要がある。	○		経営企画課 窓口課	平成29年度決算の過少計上及び過年度の振替漏れを確認し、平成30年度決算において下水道事業会計から水道事業会計への振替処理を行いました。(令和元年5月)	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
13	78ページ	受益者負担金の計上漏れについて	下水道事業会計の平成29年度末の未収受益者負担金がマイナス計上されていた。これは、給排水サービス課において調定を失念したため、未収受益者負担金が計上されなかった一方で、受益者からは所定の入金があったことから、未収受益者負担金がマイナスとなったためである。当該調定漏れについては、速やかに調定し、未収受益者負担金の残高を正しい数値に修正する必要がある。	○		経営企画課 給排水サービス課	受益者負担金の計上漏れについて、既に例月処理(平成30年9月分)で解消しました。	措置済
14	79ページ	相互のチェック体制の整備及び決算作業の整理について	④(整理番号12)で述べた振替漏れは、窓口課において下水道事業会計から水道事業会計への支出処理を失念したことが理由であるが、年度末に決算処理を行う経営企画課においても、特段、預り金残高の正確性や網羅性を検討していないため、その処理漏れに気づかなかったものである。担当者レベルでの誤りや処理漏れ等を、組織的に防止又は発見するための仕組み(内部統制)の不存在により発生したものと見える。今後、経営企画課と所管課との間の相互チェックをどのように行うのか、改めて検討し、運用体制を整備する必要がある。 ⑤(整理番号13)で述べた計上漏れは、未収金の残高及び内容が異常であり、経営企画課と所管課との間の相互チェック体制の有無に関わらず、決算作業を行う中で検討され、解消されるべきものである。決算作業では、形式的に締め処理を行うだけでなく、計上額が妥当であることを一定程度確認することが求められるが、その作業をどう実施するかは担当者の判断に委ねられている現状にある。今後、必要な決算作業を洗い出したうえで、経営企画課が行うべき作業と所管課が行うべき作業の内容及び実施時期を明確に定める等し、決算作業の内容も含めて、そのプロセスを再検討することが必要である。	○		経営企画課 窓口課 給排水サービス課	過年度下水道使用料還付額について、料金調定システムから出力される帳票に基づき窓口課で作成される提出書類と経営企画課が提供する会計システムから出力される帳票を照合する手順で運用を開始しました。また、決算時には4~3月処理済分の変動の有無を最終点検しました。 受益者負担金について、各帳票の照合手順を示すフロー図や相互チェックの様式を作成し、双方の課で運用を開始しました。	措置済
15	87ページ	「調査の同意書」の徴取及び財産調査の実施について	水道料金等滞納整理事務取扱において、債務者より同意が得られた際には、「調査の同意書」を徴取したうえで債務者の収入及び資産等の状況を確認する旨を定めているが、現状、「調査の同意書」がほとんど徴取されておらず、水道料金等に係る財産調査を実施した実績はない。これは強制徴収公債権である下水道使用料についても同様であり、上下水道局として、財産調査をはじめ、差押えや強制執行手続等の法的手続を採った実績はない。今後、「分割納付誓約書」により分納計画を承認する場合や少額分納を認める際には、「調査の同意書」の提出を併せて求めるとともに、滞納期間が長期にわたる場合や滞納額が高額となる債務者に対しては、原則として「調査の同意書」を入手する等、入手を前提とした運用とする必要がある。また、使用者間の公平性を図るためにも、今後、必要に応じて、適宜、財産調査を実施していく必要がある。	○		窓口課	滞納者から収入や資産等を疎明する資料の提出がなされないときは、「調査の同意書」を徴取することとし、必要な範囲で関係機関に財産調査を実施するよう運用を改善しました。 滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行いました。(平成31年3月) 今後、運用の中で課題整理を行っていきます。	対応中
16	89ページ	少額分納承認時における「収支申立書」の徴取について	豊中市債権管理マニュアルによれば、生活困窮のため納付困難との申し出により、少額分納を受けた場合は、「収支申立書」により収支とその根拠書類の提出を受けるものとされているが、現状、「収支申立書」の提出を求めている。使用者間の公平性を図るためにも、納付が困難な債務者に対しては、「収支申立書」及びその根拠資料の提出を求め、自らの経済実態を債務者の責任で説明するよう説得することが重要である。今後、生活困窮のため納付が困難との申し出に対しては、「収支申立書」の提出を原則とするよう運用を改める必要がある。	○		窓口課	滞納者の収入及び資産等を把握する際には、原則として「収支申立書」を徴取するよう運用を改善しました。 滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行いました。(平成31年3月) 今後、運用の中で課題整理を行っていきます。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
17	90ページ	徴収停止及び執行停止等の徴収猶予策の実施について	徴収猶予への対応方針では、条件に合致する場合には、水道料金及び下水道使用料の徴収を猶予することとしているが、現状、当該徴収猶予を実施した実績はない。窓口課によると、納付意欲の向上につながると判断される事案がないため実績がないとのことである。 しかし、債務者の納付意欲の向上を判断する基準が明確ではなく、かつ資力が乏しい債務者であれば、納付意欲を示したとしても実現される保証がない。一方で、限られた職員を納付能力のある債務者に注力させ、より実効性のある徴収業務を行うためにも、納付意欲の向上に囚われず、徴収猶予を認めることも考えられる。今後、徴収業務の効率性向上等の観点も踏まえ、徴収猶予の対象を再検討することが望ましい。			○ 窓口課	水道料金及び下水道使用料(「料金等」という)の、使用者が所得や世帯員の事情に関わらず使用した水量に応じて事業経費を負担する仕組みと、毎月または隔月の支払いを継続する必要があるという性質を考慮して、徴収猶予への対応方針を整理しました。 滞納整理フローの見直しを行い、「収支申立書」や調査結果から、生活困窮のために完納の見込みがたたないと判断する場合には、徴収猶予の対応として、滞納した料金等の請求を保留できることとしました。 具体事案においては、滞納額などの一律の基準は設けず、滞納者の収支状況により納付能力を判断しています。(平成31年3月) 今後、運用の中で課題整理を行っていきます。	対応中
18	92ページ	延滞金の取り扱いの整理について	豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例により、下水道使用料が延滞金の対象債権となっているが、現状においては、延滞金は請求しておらず、算定自体も行っていない。明確な理由なくこれを徴収しないのは、負担の公平性を図るうえから問題がある。 改めて延滞金の取り扱いについて上下水道局としての考え方を整理するとともに、延滞金を徴収するうえで制約となっている項目を洗い出し、その解消策を整理することにより、延滞金徴収の実現可能性を具体的に検討することが必要である。			○ 窓口課	下水道使用料延滞金を徴収するうえでの課題を整理し、他事業体の実施手法の研究と徴収コストの試算を行いました。(令和元年9月) 水道料金及び下水道使用料に係る一連の事務フローの見直しを行い、延滞金徴収の実現に向けた作業計画を作成します。	対応中
19	93ページ	破産更生債権等の取り扱いについて	破産更生債権等には、破産手続開始が決定された債権も含まれるが、現状含めていない。また、不納欠損処理は、予算編成時点において破産手続が開始されている債権のうち破産手続が完了したものを対象として行っているため、予算編成後に破産手続が開始され、完了した債権については対象とされていない。 今後、年度末までに破産手続が完了した債権については、原則として不納欠損処理の対象とするとともに、破産手続開始が決定されているものの、破産手続が完了していない債権については、投資その他の資産の区分に、破産更生債権等として別掲する必要がある。			○ 窓口課	(予算) 平成31年度予算編成においては、破産手続が開始されている債権額を破産更生債権として計上できていないため、令和2年度予算より反映させます。 (決算) 平成30年度決算水道会計、下水道会計の貸借貸借表 「投資その他の資産」に「貸倒引当金」として破産更生債権を計上しました。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
20	97ページ	措置内容について	<p>平成25年度包括外部監査における指摘事項について、措置内容の実施状況を検討したところ、措置済とされているにも関わらず、指摘事項の趣旨に照らして十分な運用がなされていないものがある。</p> <p>ア)「分割納入誓約書の徴取について」に対する措置内容については、「債務承認書を徴取しておくことが必要」との指摘であるが、現状、債務承認書が徴収されていないことを踏まえると、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。</p> <p>イ)「地方公営企業会計における貸倒引当金の計上について」に対する措置内容については、本来、年度末までに破産手続等の法的整理が開始された債権のうち、不納欠損処理による債権消滅の対象とならない債権を、破産更生債権等として区分して貸倒引当金を設定すべきであるが、なされていないことから、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえない。</p> <p>ウ)「不納欠損処理の基準について」に対する措置内容については、「調査の同意書」をほとんど徴取しておらず、結果的に、指摘事項に照らして十分な運用がなされているとはいえず、債権管理業務としても十分ではない。</p>	○		窓口課	<p>ア)滞納者から分割納付約束を受ける際には、完納計画が立たず「分割納付誓約書(債務承認書を兼ねる)」の提出がなされない場合でも、「債務承認書」を単独で提出させるよう運用を改善しました。(平成31年3月)</p> <p>滞納整理フローの見直し及び「水道料金等滞納整理事務取扱要綱」の改正を行いました。</p> <p>イ)運用の改善内容は、整理番号19のとおりです。</p> <p>ウ)運用の改善内容は、整理番号15のとおりです。</p>	対応中
21	101ページ	措置内容に対する監査等の実施について	<p>市は、包括外部監査の結果及び意見に対して、具体的な対応方針・内容が決定しているものは措置済としているため、どのような運用が実際になされているかまでは、措置等の状況には反映されていない。速やかに対応方針・内容を決定し、措置内容として公表することは望ましいことであるものの、その後において、当該方針・内容に沿った運用が実際になされていることを検証することも有用なものとする。</p> <p>したがって、過年度の措置状況について、必要に応じて行政総務課が検証を実施することや、監査委員監査及び包括外部監査の監査テーマとする等、より監査の実効性を高める枠組みを検討することが望まれる。</p>	○		行政総務課	<p>市では、年2回の間隔で客観的な根拠資料などから具体的な対応方針・内容が確定していると判別できるかどうかを確認し、判別できた場合に措置済として公表しています。</p> <p>今後はそれに加え、令和3年度より運用開始予定の「内部統制」の中で、措置済とした内容が、適正にできているかを継続的に検証していくこととします。</p>	措置済
Ⅲ 支出								
22	105ページ	業務完了届の徴取漏れについて	<p>業務委託契約について、契約書に基づき委託先から徴取すべき業務完了届が徴取されていないものが散見された。業務完了届は、履行確認を行ううえで重要な書類であるから、確実に徴取する必要がある。</p>	○		浄水課	<p>職場内で業務完了届の提出について検討した結果、平成30年4月1日付で契約書を改正し、業務完了届の提出は不要としました。</p> <p>なお、契約書改正後の履行確認は処理結果の報告書の提出によって実施しています。</p>	措置済
23	106ページ	随意契約における再委託について(その1)	<p>再委託を前提として随意契約を締結するに当たっては「再委託に関するガイドライン」に準拠して、委託業務の主たる部分を契約書・仕様書等において明示したうえで、随意契約理由を委託業務の実態に即した記載とする必要がある。</p>	○		下水道施設課	<p>随意契約理由書については、「再委託に関するガイドライン」に準拠し、委託業務の実態に即した内容に修正をおこないました。</p> <p>委託業務の契約書・仕様書等への明示については、仕様書の様式等を改正し順次、契約をおこないます。(令和元年9月)</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
24	107ページ	単価契約とすることの是非について	下水道管渠清掃業務委託の一部の設計単価については、実績データの蓄積が十分ではなく、必ずしも根拠が伴っていなかった。今後、これまで蓄積した実績データを踏まえて、作業の実態に即した設計単価を採用する必要がある。	○		下水道管理課	令和元年度の下水道管渠清掃業務委託については、総価により落札者を決定し、各工種単価での単価契約に変更しました。設計単価の根拠については、次年度設計時に、当該年度の実態、問題点について検証をおこない設計単価に反映しています。	措置済
25	109ページ	随意契約における再委託について(その2)	契約額のうち金額ベースで48%にのぼる部分が再委託されるという状況では、「再委託に関するガイドライン」に準拠しているとはいえ、他に相手先として適切な者がいないという前提が保たれていない可能性を否定できない。随意契約の締結に当たっては、特に行政の透明性と説明責任が要請されるため、相手先の決定を慎重に行うことが望まれる。	○		経営企画課	令和元年度の豊中市上下水道情報システム既存機能改良業務の契約において、直接委託しました。今後も、透明性確保のため、随意契約ガイドラインや再委託に関するガイドラインの準拠と契約後提出書類の確認の徹底に努めます。	措置済
26	109ページ	委託料の積算根拠の明確化について	出納窓口業務委託の委託料は、協議により決定されているが、当該協議の内容、結果が文書として記録保管されていない。透明性、説明責任の観点から、協議の内容、結果を記録として残し、委託料の積算根拠を明確にしておく必要がある。	○		経営企画課	出納窓口業務における委託料の算定基礎をより明確にするため、委託業者との協議内容等について記録を作成するようにします。	対応中
27	110ページ	鍵の定期的な現物管理について	庁舎保安警備等業務委託において、鍵を貸し出しているが、現状では鍵の紛失や盗難が起きても発見しにくいことが懸念されるため、鍵の実在を定期的に確認し、記録を残す仕組みが望まれる。また、合鍵の作製にかかる取り決めも行っておくことが望ましい。	○		総務課	鍵の定期確認については、毎営業日、委託業者が記録した確認簿の提出を受けるとともに、毎週初めの営業日に職員が現物確認を行うこととしました。合鍵の作製については、鍵の複製に令和元年度から令和3年度までの期間で新たに締結した庁舎保安警備等業務委託の長期継続契約において、相手方である大都美装(株)と交わした「鍵貸出書」の注意事項に、「借受人(大都美装(株))は貸出人(豊中市上下水道局)の許可無く貸出する鍵の複製を禁ずる。」と記載し、取り決めを行いました。	措置済
28	111ページ	指名競争入札における辞退について	指名競争入札により業者を選定しているが、辞退が多い。上下水道局は辞退する理由について聞き取り調査を行うなどの方法により把握し、より応札しやすい環境を整えていくことが望まれる。	○		契約検査課	令和元年5月の総務担当課長会において、契約検査課長から「指名競争入札における入札辞退業者への聞き取りについて」という通達を发出し、辞退理由等について聞き取りを行い、今後の入札の仕様書等に反映させるよう周知を行いました。	措置済
29	113ページ	工事検査報告書の日付記入の徹底について	工事検査報告書全件につき、日付記入がなされていなかった。しゅん工検査が終了したことを示す重要な書類であるから、工事検査報告書の日付の記入漏れがないよう徹底する必要がある。	○		給排水サービス課	今後、記入漏れが生じないよう鉛管助成に係る事務マニュアルを作成し、報告書作成時に日付を記載するルール化を図るとともに決裁時に記入漏れのチェックを行うよう周知を行いました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
IV たな卸資産管理								
30	115ページ	実地たな卸における立会者について	実地たな卸において、たな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならないが、同じ経理係内の職員が要件に該当するか、客観的ではない。したがって、会計規程の文言、あるいは実施要領の文言においてカウント立会者の要件を客観的・具体的に定める必要がある。	○		経営企画課	経営企画課内でたな卸資産の受払に従事していない職員を立ち合わせるように実施要領を改正しました。(令和元年9月)	措置済
31	117ページ	更生メーターの発注・納品管理について	発注依頼書を作成していなかったため、納品明細書と数量が整合していなかった。今後は、確実に発注依頼書を作成し、発注数と納品数との整合性を常に確認できるよう、更生メーターの発注・納品管理を徹底する必要がある。	○		給排水サービス課	担当者レベルでの口頭による発注を行わないよう、文書にて周知徹底しました。また、更生メーター発注依頼書の課内決裁時に購入計画書及び在庫管理表を添付する事で適切な時期に適切な個数が発注される事を複数人で確認するようにしました。	措置済
32	119ページ	預け品の在庫管理について	預け品について、更生不良分、未更生分とも、数量の把握が不明確であり、在庫管理が適正になされているとはいえない状況である。したがって、預け品について、管理簿を作成するなどして、更生不良分と未更生分の数量を定期的に把握できるよう在庫管理を徹底する必要がある。	○		給排水サービス課	預け品の管理簿を作成すると共に、預け品の受け渡しの度に、メーター更生業者に社内にて保管している預け品の在庫管理表の作成・提出を依頼し、それらをクロスチェックすることで、更生不良分や未更生分の数量を把握することとしました。	措置済
33	121ページ	水道メーターの管理について	未更生品・更生品・スクラップ予定品について、数量を正確に把握し、紛失や盗難が生じないように、適切に管理することが望ましい。	○		給排水サービス課	未更生品、更生品及びスクラップ予定品の数量を管理するためのデータを作成すると共に、月1回の棚卸しにより、各メーターの数量を定期的に把握することとしました。	措置済
V 固定資産管理								
34	127ページ	各種計画に係る委託料の会計処理について	各種計画に係る委託料の会計処理について、決算上の取り扱いが統一されていない。予算の編成段階で、決算上、固定資産としてどのように区分して計上されることになるか検討するためにも、予算を執行する所管課と固定資産を管理する経営企画課における十分な情報共有を行うことが求められる。	○		経営企画課	委託料の会計処理に関する取り扱いについて整理を行うとともに、固定資産の計上ルールを今年度の予算編成時及び決算整理前に文書にて注意喚起する予定です。あわせて、予算執行前及び決算整理前に担当課への確認を行うことで、適正な会計処理を実施します。	対応中
35	129ページ	経営シミュレーションと「豊中市水道整備計画」及び「豊中市下水道ストックマネジメント計画」の関係について	経営シミュレーションと豊中市水道整備計画及び豊中市下水道ストックマネジメント計画は、整合性をもって作成されているが、単純に金額を比較するだけでは、外部からはその関連性を理解するのが困難である。各計画は、それぞれ作成の目的を異にすることから、積算の範囲が異なることは当然ありうるが、上下水道局として将来の金額情報を開示する以上、各計画の作成目的及び他の計画との関連性などについて、わかりやすく説明することが必要である	○		経営企画課	令和2年度(2020年度)に予定している、第2次とよなか水未来構想の改訂にあたって、各計画の体系を整理し、各計画の作成目的及び他の計画との関連性などについての説明を記載します。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
36	130ページ	投資に充当する財源のわかりやすい開示について	第2次とよなか水未来構想においては、財政の安定化、効率的な経営の推進とあわせて、新たな料金水準及び体系の検討が示されているが、受益者負担の見直しは市民生活に及ぼす影響も大きいことから、投資に充当する財源のあり方や、投資計画と整合的な財政計画について市民に具体的にわかりやすい形で提示する必要がある。		○	経営企画課	整理番号9における定期的な料金・使用料の水準の検討を進める中で、わかりやすい提示方法を検討します。	対応中
37	131ページ	今後の自己水のあり方について	市の全給水量の約15%を占める自己水については、取水量の動向を見ながら存廃を適宜判断することとし、現有施設を最大限に活用していくこととしている。大阪広域水道企業団など、水道事業の広域化が不透明な中での検討には困難が伴うことは理解できるが、中長期的な課題として、自己水のあり方について継続的な検討が必要である。		○	経営企画課 浄水課	現時点においては、自己水は受水より製造単価が安く経済的に優位性が高いこと、また複数の水源を持つことは危機管理上のメリットもあることから、引き続き自己水施設の延命化を図り、取水量の動向をみながら存廃を適宜判断することとし、現有施設を最大限に有効活用していきます。 また、市町村の枠組みを超えた地域自己水源の活用策については、大阪府が中心となり、検討・議論を進めており、豊中市においても参画しています。 今後も自己水のあり方については、継続的な検討を進めていきます。	措置済
38	132ページ	下水道施設(管路)の耐震化について	下水道管路の耐震化により、災害時の緊急輸送路の確保につながるが、市のみで完結する課題ではなく、近隣市あるいは大阪府との連携も求められる課題である。上下水道局においては、下水道管路の耐震化に関して、近隣市、大阪府との連携を図りながら、具体的な取組内容を検討していく必要がある。		○	下水道建設課	下水道管路の耐震化にかかる近隣市との連携について、近隣市及び大阪府の参加するワーキンググループにおいて協議を行いました。その結果、各々の市で効果的効率的に耐震化を進めていくとともに、適宜情報共有を図ることとしました。	措置済
39	137ページ	精算書の記載事項の明確化について	会計規程において、主管課長は工事費及び建設仮勘定の精算を行い、精算書を経営企画課長に送付することとされているが、精算書に記載すべき具体的項目については定められていない。 工事の内容や進捗状況を熟知しているのは工事を担当する関係各課であり、関係各課からの適切な情報提供が経営企画課における適切な固定資産計上の前提となることから、精算書の意義や目的を改めて検討し、必要となる記載事項を整理したうえで、正式に会計規程に規定する「精算書の送付」として実施すべきである。		○	経営企画課	精算書の記載事項について、各課と調整を行ったうえで、内容を整え、運用を開始しました。(令和元年9月)	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
40	138ページ	原田中央幹線築造工事に係る建設仮勘定の振り替えについて	本工事のように、全体の計画期間が長期間に及ぶ場合、建設仮勘定から本勘定への振り替えを如何なる単位で行うのが問題となるが、一部の供用が開始される場合には、処理原価や有形固定資産減価償却率による施設の老朽化度の適切な把握のため、会計上は、供用された部分については本勘定への振り替えを行い、減価償却を開始することが適切である。 今後、同様に工事期間が長期に及ぶ工事として「新免排水区第四分区幹線」が挙げられるが、当該工事については、事前に供用の都度、本勘定へ振り替える方を検討しておくことが必要である。		○	経営企画課	建設仮勘定から固定資産勘定への振り替えについて、予算ヒアリング等の機会を活用して原課の方針を確認し、一部供用開始される場合は、排水能力の割合などで概算で算出し、振り替えを判断します。	対応中
41	141ページ	固定資産の除却に係る会計処理について	イ) 配水管／管路の除却について 水道事業会計では、取得から50年を経過した配水管について一律に除却費を計上しているが、ダクタイル鋳鉄管の更新年数は概ね120年と見込まれていることから、除却処理の基準となる年数については、実態に応じて見直しが必要と考える。また、工事に伴い除却した配水管については、除却年度の2年度後に除却費を計上しているが、翌年度の工事に伴う除却予定等からおおよその金額を見積もって予算計上し、現物の除却と会計上の除却の年度を一致させることが望ましい。 下水道事業会計においては、現在、除却費の計上は行われていないが、水道事業会計における取り扱いも検討の上、除却費の計上方法を検討する必要がある。 ウ) 機械装置の除却について 水道事業会計では、実務上、除却処理が行われなことが多い一方、下水道事業会計においては、可能な限り現物を特定して、除却年度に除却費を計上している。水道事業会計においても、下水道事業会計と同様の処理を行うべく検討を進めるべきである。 エ) 工具器具備品の除却について 工具器具備品について、経過年数により一律の除却処理を行う(水道事業会計)又は除却処理を行わない(下水道事業会計)ことは、現物と固定資産台帳の整合性が取れなくなるため、適切ではない。除却した工具器具備品については、当該年度において固定資産台帳上の除却処理を行うこととすべきである。		○	経営企画課	イ)配水管／管路の除却について 水道事業と下水道事業において除却処理が異なっているため、今後どのように対応するか検討します。 ウ)機械装置の除却について 水道事業と下水道事業において固定資産の計上方法が異なっているため、今後どのように対応するか検討します。 エ)工具器具備品の除却について 適切な会計処理を行うため、今後どのように対応するか検討します。	対応中
42	143ページ	固定資産の現物除却時の決裁について	会計規程において、固定資産の現物の除却に当たっての決裁を得なければならないこととされているが、除却の会計処理についての決裁は行われているものの、現物の除却を意識した決裁とはなっていない。固定資産台帳への登録内容を現物管理の実態に整合するよう整理したうえで、現物の除却に関する決裁を行うこととすべきである。		○	経営企画課	固定資産として扱っている備品の決裁を行うよう周知しました。(令和元年9月)	措置済
43	144ページ	工具器具備品の実地たな卸について	工具器具備品の実地たな卸は実施されていない一方で、費用処理される消耗品については、市長部局の手続きに準じて、定期的の実地たな卸が実施されていることから、消耗品より取得価額が高額な工具器具備品の管理水準の方が高いとはいえない状況となっている。 一定の工夫が必要であるが、固定資産に計上される工具器具備品についても、例えば、10万円未満の備品と同様、現物へシールを貼り付けたり、リストによる管理を行ったりしたうえで、定期的の実地たな卸を行う必要がある。		○	経営企画課	工具器具備品の実地照合について、固定資産台帳登録によるリスト管理を基に、定期的な現物確認等を検討しています。	対応中
44	145ページ	固定資産台帳における車両運搬具の登録について	固定資産台帳における車両運搬具の登録が、現物と一致していないものが見受けられた。したがって、現物の状況にあわせた登録に修正する必要がある。		○	経営企画課	適切に登録されておらず、不一致が生じている車両運搬具について、調査を行い登録を修正しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
45	146ページ	公用車の使用状況について	公用車の使用状況は様々であるが、走行実績の少ない車両についても管理コストがかかるため、今後とも、危機管理上、最低限必要となるものを除き、他課と共同して利用するなど、削減を図ることが望ましい。		○	総務課	平成29年度の走行距離が特に少ない原動機付自転車のうち、平成30年度廃車予定であったものは、全て廃車手続を行いました。他の走行距離の少ない車両においては、車両の特性や業務の必要性などを鑑みながら担当課と協議を行い、可能なものは削減に向けての検討を行っていきます。	対応中
46	147ページ	上下水道料金調定システムの取り扱いについて	同一の案件にかかる固定資産への計上が、工具器具備品については本勘定に計上されている一方、ソフトウェアについては仮勘定に計上されている。どちらも本勘定又は仮勘定に計上すべきであった。今後、同種の案件が発生した場合には、留意されたい。		○	経営企画課	固定資産の計上にあたり、今後、同様のものが生じた場合は留意するよう注意喚起するとともに、文書を供覧しました。	措置済
47	148ページ	耐震診断に係る委託料の取得価額への算入について	耐震診断に係る委託料が取得価額に算入されていたが、耐震診断は、その診断結果によって工事を行うか否かが決定されるものであり、初めから耐震工事を行うことを前提としていないことから、支出年度の費用として計上することが適当と考える。	○		経営企画課	委託料の計上方法について、予算編成時及び決算整理時に文書にて注意喚起するとともに、原課の方針を確認し、固定資産計上の可否について決定します。	対応中
48	151ページ	遊休地の活用に向けた継続的な対応について	遊休地の活用に向け、具体的な検討が行われているが、未だ具体的な活用策が見いだせない状況にある。例えば、地元自治会等による防災倉庫の設置などの用途での利用も考えられるところであり、今後とも粘り強く近隣住民等への情報提供を行うなどして、活用策の検討を継続していくことが望まれる。		○	総務課	遊休地の活用については、他部局での活用庁内照会や近隣住民への打診、隣接地と合わせた活用の可能性についての調査、市のホームページでより多くの方に情報を提供していくなど、活用方法について広く提案を求めてきました。一部売却に向けて事務手続きも進めている遊休地もございますが、引き続きホームページで情報提供を行いながら、活用等の検討を継続していきます。	措置済
VI 情報システム								
49	156ページ	自己点検の実効性向上について	情報セキュリティ対策基準に基づき、自己点検を実施しているが、実効性を高めるため、自己点検票の項目に必要な検証事項を現実に即して加筆するなど、運用を工夫する必要がある。		○	経営企画課	令和元年6月に作成したシステム実施手順の自己点検において、「上下水道情報システム」の点検項目を加筆し、実効性を高めた運用を開始しました。	措置済
50	157ページ	自己点検項目No.5(各システム共通)の見直しについて	自己点検項目No.5の記載は、データの目的外使用を検証する内容であって、ハード機器の目的外使用を規制できる内容にはなっていないため、別項でセキュリティ対策基準の遵守状況を点検ポイントとするよう整理する必要がある。		○	経営企画課	平成30年12月に改訂したシステム実施手順に、ハード機器における目的外使用の内容を追記しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
51	157ページ	自己点検票の「質問」と「回答」に不整合について	自己点検票の質問と回答が整合していない事案があった。セキュリティ責任者へ点検結果を報告する際、再度記載内容を課内(又は他の課や係による「たすき掛け」による検証)で精査し、自己点検の精度を担保させる必要がある。			経営企画課	令和元年6月からの自己点検について、令和元年5月に、担当課に説明を行い、令和元年6月より、システム保有課同士が「たすき掛けチェック」の運用を開始しました。	措置済
52	157ページ	情報化推進会議における研修制度の取り扱いについて	現状、セキュリティ研修の内容等は各課に委ねられている。教育・研修制度の向上という観点から、情報化推進会議での研修教材の情報共有・意見交換を行う必要がある。			経営企画課	令和元年5月に情報化推進会議を開催し、セキュリティに関する研修教材の提供や意見交換を行いました。今後も情報化推進会議などの機会を利用し、セキュリティに関する研修教材の提供や意見交換を行います。	措置済
53	158ページ	A課のαシステムの実施手順書の自己点検について	項目No.4 例外的に上下水道局外にデータを持ち出す際には、決裁文書による受け渡しが行われており、コントロールは決裁行為の中で行われているといえるが、先方からの受領の証跡が漏れている事例が見られた。 項目No.18 紙媒体から取得した画像データをPDF化し、これをDVD等に格納し、外部へ搬出することがあるが、一部データの切り出しと違い、データ化された情報の持つリスクの水準を踏まえ、DVD等へ格納する際のフォルダに、圧縮パスワードを設定することが必要である。 項目No.32 事故報告書等、書面のフォーマットの整備がないため、非常時には運用できるようにする必要がある。			経営企画課	項目NO.4 平成30年度より、システムデータの収受の履歴をクロスチェックする運用を行っています。 項目NO.18 平成30年度より、システムデータの圧縮パスワードを設定する運用を行っています。 項目NO.32 事故報告書等の様式を整備した内容を、令和元年8月にシステム実施手順に反映し、運用を開始しました。	措置済
54	159ページ	B課のβシステムの実施手順書の自己点検について	全体的に自己点検の検証深度が不十分である。また、検証証跡がファイリングされていないため、検証方法や評価に至った根拠を疎明できる状況にない。また、実施手順書上の重要な手続が、自己点検票の点検項目として記載されておらず、検証されていない事案があるため、独自の加筆が必要である。 項目No.14 評価理由等は、事実即して記載する必要がある。また、書類の記入欄が空欄になっているほか、上席者による検証がないため、牽制機能が不十分である。 項目No.26 評価理由に記載しているような実施手順の取り決めは存在しない。 項目No.32 実施手順書には、事故発生時の対応について詳細な取り決めがなされているが、事後的な管理手法までは規定されていない。したがって、実施手順書を見直す必要がある。 その他 実施手順書に示されている「電子計算室の管理」及び「端末装置の運用管理」について、自己点検が行われていない。			窓口課	令和元年度の自己点検において、実施手順における手続きを適正に行っていることを確認できるよう、自己点検のポイントの追記及び評価理由の具体的記載をするよう改善しました。また、自己点検を行った証跡を併せて決裁を受け、文書管理するよう改善しました。(令和元年7月) 項目No.14 システム更新に伴う実施手順の見直しにおいて、書式の要不要を判断して整理。その結果、書式に記入欄があるが使用していなかった点を解消。(平成31年3月) 実施手順に沿って、取扱い等の改善を実施しました。 ・かぎ付きかばんを購入し、重要情報資産を電磁的記録媒体等で搬送する際に使用するよう変更。 ・「出力データの引き渡し・受領書」の決裁をとり上席者による検証を受けるよう変更。 項目No.26 システム更新に伴い見直した実施手順に沿って、入力データをチェックしたことを、上席者によるチェックリストの検証を受ける運用に変更。(平成31年3月) 項目No.32 令和元年度の実施手順の見直しにおいて、事故発生時対応計画書の事後処理策及び教育訓練の記載の具体性を点検実施。(令和元年7月) 事故報告書をフォーマット化。(令和元年9月) その他 システム更新に伴い見直した実施手順に沿って、「入退室記録簿」の決裁を受ける運用に変更。(平成31年3月) 令和元年度の自己点検において、実施手順における手続きを適正に行っていることを確認できるよう、自己点検のポイントの追記及び評価理由の具体的記載をするよう改善。(令和元年7月)	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
55	162ページ	システム共同化の視点について	昨今の自然災害の発生頻度の増加や規模の拡大、サイバーテロの脅威の増大など、情報セキュリティ保持のための要求水準は高まっていくと考えられ、対策のためのコストの増大や、現状の枠組みでは物理的に対策不能な案件が生じる可能性は否定できない。このように将来を見通すと、システムの共同化の必要性を認識する余地があると思われる。自前で全てのシステムを維持するのではなく、データセンター等外部の専門業者へ委ねることが可能性であれば、他の自治体とコストをシェアすることで、一定の費用削減とセキュリティ保全の両立が可能であると考えられる。いずれにせよ、増大するリスクに対して、早期の対応が必要であることから、システム共同化に向けての対応を進めていくことが望ましい。		○	経営企画課	システム共同化については、料金体系の相違などから、現在は各市個別仕様となっているとともに、投資時期も異なり、投資に対してのコスト回収が見込めないため、現時点では最適解ではないと考えます。豊中市上下水道局では、費用対効果と冗長化手法を考慮した上で、システム重要度ごとの冗長化構成に加え、重要度の高いシステムについては、柴原浄水場一本局間の冗長化対策をとっているため、災害対策は一定担保していると考えています。 また、サイバーテロの脅威に関しては、豊中市でのネットワーク分離と無害化により一定対策をしています 以上のことから、今後も共同化の可能性やその他技術動向を視野に入れて手法を適宜見直していきます。	措置済
VII 会計								
56	164ページ	出納業務リスクの観点からの委託先管理について	出納業務リスクの観点から、委託契約履行上の改善点として、派出先の牽制機能の強化と窓口出納業務の検証手続の構築が挙げられる。委託の内容・仕様の見直しなどによって、現金事故に対する堅確性を向上させる必要がある。		○	経営企画課	・派出先の牽制機能の強化について 現金の取り扱いに関するリスク管理について、関係機関と協議のうえ、検討します。	対応中
					○	窓口課	・窓口出納業務の検証手続の構築について 受託事業者と協議し、平成30年11月から、受託事業者の窓口業務終了時に収納全件の突合せ確認をする工程の追加を試行しました。試行により有効性が確認できたことから、令和元年7月に、受託事業者が収納日報に収納全件の突合せ確認欄を追加し、当該では翌開庁日の検収時に確認するよう本運用としました。	措置済
57	168ページ	水道事業会計の退職給付引当金の過少計上について	水道事業会計における退職給付引当金残高が、平成29年度決算において66,053千円の引当不足(過少計上)となっている。当該引当不足額は、重要性の原則に照らして、決して少額との理由で許容される範囲とはいえない。退職給付引当金繰入額の予算不足が原因であるが、これは、予定貸借対照表作成時の対前期比較分析、つまり平成28年度残高と予定の平成29年度残高の変動幅の妥当性の吟味が有効に機能していなかったこと、予算編成部署(総務課)と決算書の調製部署(経営企画課)との連携が十分でなかったこと等により起こったものと考えられる。		○	総務課	従来は退職給付引当金を予算対比で算出しており、このことが過少計上の原因となっていたため、令和元年度予算からは前年度決算見込と予算の対比で算出するように変更し、引当金不足が生じないようにしました。 また、総務課が退職給付引当金についてより理解を深めるとともに、総務課が算出した数値を経営企画課に提供し、経営企画課が確認を行い、前年度とのいちじるしい齟齬が生じた場合には連携して検証出来る体制を取ります。 この確認作業を確実にを行うため、確認シートを作成します。	対応中
58	170ページ	その他の引当金の計上方法についての文書の未整備について	会計規程において、管理者が別に定めるとしている引当金の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアルのような文書は、現状、未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、引当金の計上方法に関する文書の整備が必要である。		○	総務課	未整備であった引当金計上に係る文書については、令和元年9月に要綱を定め、これに則り事務を進めることで、異動等で担当者が交代する場合にも対応できるようにしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
59	171ページ	退職給付引当算定基礎データに関する検証体制の充実について	退職給付引当金の基礎データは、総務課職員係が加工・集約して、退職給付引当金の計算シートへ手入力により転記しているが、これらの作業は単独処理で行われている。データの生成元でその精度を保全するべきであり、係内で二重チェックを行う仕組みを構築する必要がある。		○	総務課	係内で二重チェックを行う仕組みとして、作成者とは別の職員が確認したことがわかるシートを作成しました。さらに精度を保全するために、総務課職員係内で退職給付引当金に係る研修を今年度中に行い、知識を共有するようにします。	措置済
60	171ページ	上下水道事業間における未精算の債権債務について	退職金については、市長部局、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の間で、各々の勤務期間等に応じて負担額を算定し、精算している。市長部局及び病院事業会計との精算は出納整理期間中に行ったものの、上下水道事業会計間の精算は、特に急ぐ必要はないとの認識から、未精算のままであった。同じ管理者の下ではあるが、地方公営企業法上、別個の事業であるから、今後は、市長部局及び病院事業会計との精算と同様、出納整理期間中に精算する必要がある。		○	経営企画課	平成30年度の決算整理時に、総務担当者に対し遅滞なく退職金の処理を行うよう注意喚起を行いました。また、来年度以降も遅滞なく処理するよう、文書を作成し注意喚起を徹底しました。	措置済
VIII その他								
61	188ページ	水道事業の料金の改定について	資金剰余額のマイナスを解消し、また、純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、水道料金の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の料金水準及び料金体系について、そのあり方を検討する必要がある。		○	経営企画課	整理番号9における定期的な料金・使用料の水準体系の検討を進める中で、シミュレーション結果を活用します。	対応中
62	188ページ	下水道事業の使用料の改定について	純損益の赤字を黒字化することで事業、サービスを安定的・継続的に実施するためには、下水道使用料の改定が必要であるとのシミュレーション結果となった。今後の使用料水準及び使用料体系について、そのあり方を検討する必要がある。		○	経営企画課	整理番号9における定期的な料金・使用料の水準体系の検討を進める中で、シミュレーション結果を活用します。	対応中